

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

日時：令和6年10月24日（木）17時30分～

場所：区役所第2庁舎 2・5・2会議室

○ 開会

1. 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について
2. 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について
3. 公契約条例に関する各取組み状況の報告について
4. 事業者及び労働者を対象としたアンケート調査（案）について
5. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 【資料1】 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について
 - 《別紙1－1》 総合評価方式の試行実施状況
 - 《別紙1－2》 事業者の得点状況等の検証
 - 《別紙1－3》 従来の入札との比較
 - 《別紙1－4》 建設共同企業体（JV）対象案件の試行実施状況
 - 《別紙1－5》 世田谷区建設工事総合評価方式参加事業者アンケート検証
- ・ 【資料2】 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について
 - 《別紙2－1》 変動型最低制限価格制度の実施状況
 - 《別紙2－2》 従来の入札との比較
- ・ 【資料3】 公契約条例に関する各取組み状況の報告について
 - 《別紙》 公契約条例チラシ
- ・ 【資料4】 事業者及び労働者を対象としたアンケート調査（案）について
 - 《別紙》 アンケート案

令和 6 年 1 0 月 2 4 日
財 務 部 経 理 課

世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について

1 主旨

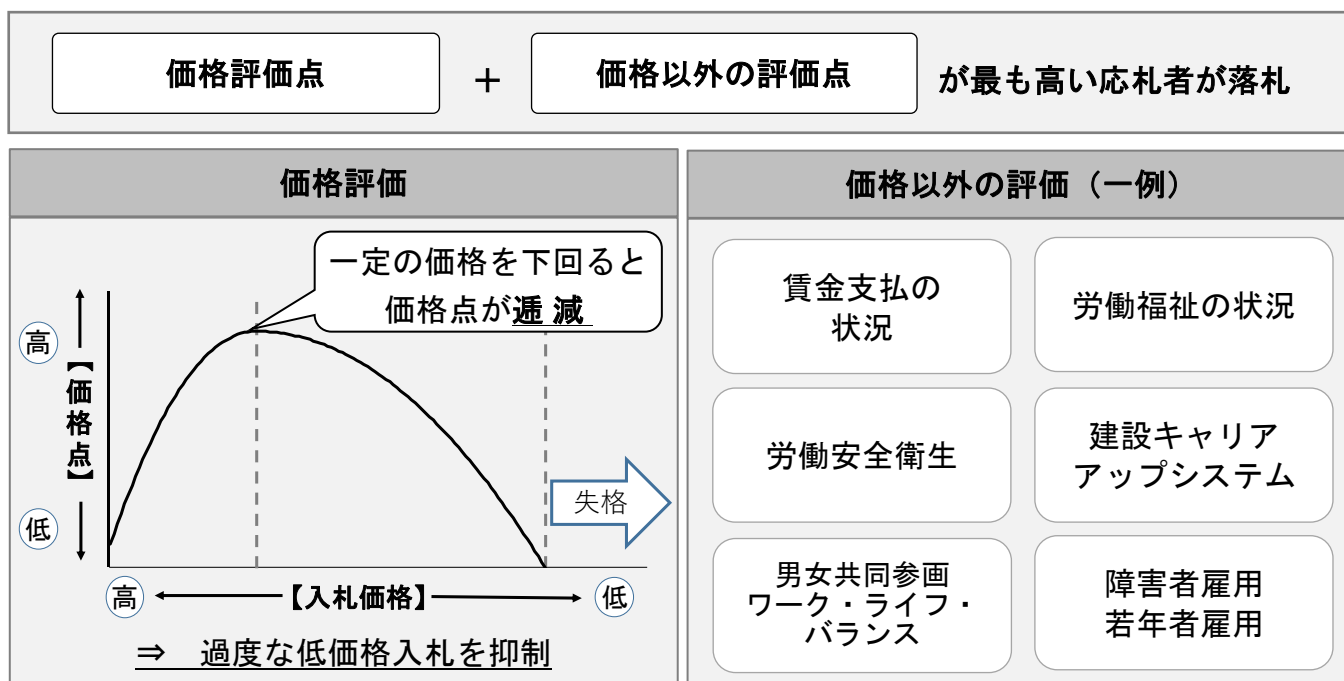
区は、世田谷区公契約適正化委員会からの答申・意見書及び昨今の区の公契約の現況等を踏まえ、令和 4 年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う、世田谷区建設工事総合評価方式入札を試行実施している。

今般、現在までの入札実施状況及び入札参加事業者へのアンケート結果を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」

- ・一定額を下回る入札価格の評価は逡減
- ・公契約条例に基づく取組みを評価



3 検証方法

令和 6 年 9 月 3 0 日現在、実施した 1 5 3 件（令和 4 年度 2 4 件、令和 5 年度 5 8 件、令和 6 年度 7 1 件）を対象として、以下の観点から検証した。

（1）事業者の得点状況等の検証

公契約条例に基づく取組みの評価項目である公契約評価点、その他施工能力評価点、地域貢献評価点の得点状況、価格点の得点状況とともに、価格点とそれ以外の評価点との balan

ス、発注工種・格付ごとの得点の傾向について検証した。

【別紙１－１、１－２参照】

（２）従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来の施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。

【別紙１－３参照】

（３）建設共同企業体（ＪＶ）対象案件の検証

令和６年度から試行対象とした建設共同企業体（ＪＶ）が参加する入札の実施状況について、現行制度で採用している各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみを評価する方法を比較し、検証した。

【別紙１－４参照】

（４）事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等を取りまとめ、検証した。

【別紙１－５参照】

４ 実施状況及び評価

（１）事業者の得点状況等の検証

１）価格点

- ①価格点の得点状況については、昨年度までの検証時同様に、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している案件や予定価格付近に応札が集中している案件が多く、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件も見られた。工種ごとにみると、設備工事では予定価格付近に応札が集まることが多く、土木工事では評価基準価格付近に応札が集まる傾向がみられる。
- ②評価基準価格を下回る価格帯に応札が集中した案件はなかったが、一部に評価基準価格を下回る入札も見られる。令和５年度に低入札価格調査によって落札した案件が１件あったが、それ以降は発生していない。
- ③これらから、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものの、低価格帯での入札も見られることから、運用を継続するなかで引き続き理解促進を図る必要がある。

２）価格点以外の評価点

- ①公契約評価点については、昨年度の検証時同様に「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」では比較的多くの事業者が得点している一方、「労働安全衛生」では得点率が低い。
- ②「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」についてはこれまで同様に得点率が低い、「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の加点対象を緩和したことで評価を得た事業者が一定数いる。

- ③価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況であり、試行開始以降、同程度を推移している。事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

3) 価格点とそれ以外の評価点のバランス

- ①評価点のバランスについては、試行実施した125件（不調、中止の28件を除く。）のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の87件であった。
- ②一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は20件あり、価格点は1位だがその他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は18件であった。
- ③価格以外の評価点について、すべての評価項目を適用した案件での事業者の獲得点数は最低で8点、最高で39点であり、最大31点の評価点の差が生じている状況である。一方、価格点では予定価格での入札による5点、評価基準価格付近の入札による約50点の範囲で約45点の差が生じている。
- ④これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっており、試行開始以降の経年変化をみると価格点と価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札する割合が上昇している。

(2) 従来の入札との比較

- ①入札参加者数は、価格競争入札より下回っているものの、従来の総合評価方式と比べると若干増加している。経年変化をみると、昨年度検証時点から0.4者程度低下した。
- ②応札率においては、価格競争入札より10.5ポイント程度低い結果となった。
- ③落札率については、価格競争入札に比べて2.8ポイント程度高く、従来の総合評価方式より低い。経年変化をみると、昨年度から1.2ポイント程度上がっており上昇傾向にある。
- ④不調は、昨年度の検証時点と同水準で約18%の案件で発生している。
- ⑤価格点が1位でない者が総評価値において最も高得点となり落札するケースは、従来の総合評価方式より若干多く約13.8%となっている。一方、昨年度の検証時点と比較すると価格点が1位でない者が落札する割合は下がっており、前述のとおり価格点と価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札する割合が上昇している。

(3) 建設共同企業体（JV）対象案件の検証

- ①各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみ評価する方法では最大で12点の差が生じるが、これによって落札者が変わるケースはなかった。
- ②試行実施案件5件のうち、応札者が1者のものが3件を占めており、十分な検証を行うことができないことから、引き続き実施していく必要がある。

(4) 事業者へのアンケートの検証

- ①制度の理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にあり、各評価点に関する取り組み意欲も高く、昨年度までの検証時点と傾向は変わらない。
- ②評価項目ごとの達成状況について達成済みと回答のあった割合も昨年度の検証時点と大きく変わらない。
- ③総合評価方式による継続的な発注や発注数の増加を求める意見がある一方で、高い評価点を獲得できる事業者に受注が集中することを懸念する意見が見られた。
- ④「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の評価項目に一般事業主行動計画の策定・届出を追加したことに関しては、認定の前段階における取組みに加点されることを肯定的に捉える意見がある一方、依然として会社規模によってハードルが高いという意見もある。
- ⑤総合評価方式の適用件数については、現在の規模が「適切である」という意見が約4割を占めている。
- ⑥評価対象としている取組みには一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進と制度の定着を図る必要がある。

5 今後の取組み

- ①試行実施にあたり令和4年度は年間発注件数の1割程度を対象とし、令和5年度からは2～3割程度に対象を拡大した。さらに令和6年度では建設共同企業体（JV）を含む議決案件（予定価格1億8千万円以上）にも試行対象をひろげたところである。これまで実施した153件の検証を行ったところ、事業者の得点傾向に大きな変化は見られず、取組み達成状況の伸びは確認できていない。
- ②今年度から評価方法を改めた「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」では、改定により評価点を獲得する事業者が一定数みられたが、加点は依然として低い水準に留まっている。一般事業主行動計画の策定や認定取得には、事業者の社内体制の整備に一定の期間を要するものと考えられるため、引き続き推移を確認する必要がある。
- ③同じく今年度から試行実施対象とした建設共同企業体（JV）が参加する案件については、1者応札が多くを占めており十分な検証ができる実績がないことから、あわせて継続的に動向を確認していく必要がある。
- ④検証結果からは、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、アンケートにおいても事業者の取組み意欲が一定程度確認できているが、事業者による実際の取組み達成にはつながっていない。これらのことから、試行開始3年目に際して安定的な運用がなされており制度に直ちに見直すべき点はみられないが、さらに公契約条例の理念の浸透を図り、条例に基づく取組みを促進する対応が求められる。一方では、事業者アンケートでは評価項目の性質上、総合評価方式の対象の増加により落札者が一部の事業者に集中することを懸念する意見もみられ、急激な対象拡大にも慎重にならなければならない。

⑤以上のことを踏まえ、現在の評価方法を継続したうえで、令和7年度においては対象件数を年間発注件数の4割程度に拡大し、その検証を踏まえたうえで、令和8年度からの本格実施を目指し試行を重ねていく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月 企画総務常任委員会にて報告、区ホームページで公表

令和7年 2月 令和7年度入札公告の開始

令和 6 年 1 0 月 2 4 日
財 務 部 経 理 課

委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について

1 主旨

区は、令和 3 年度の 1 円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和 5 年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

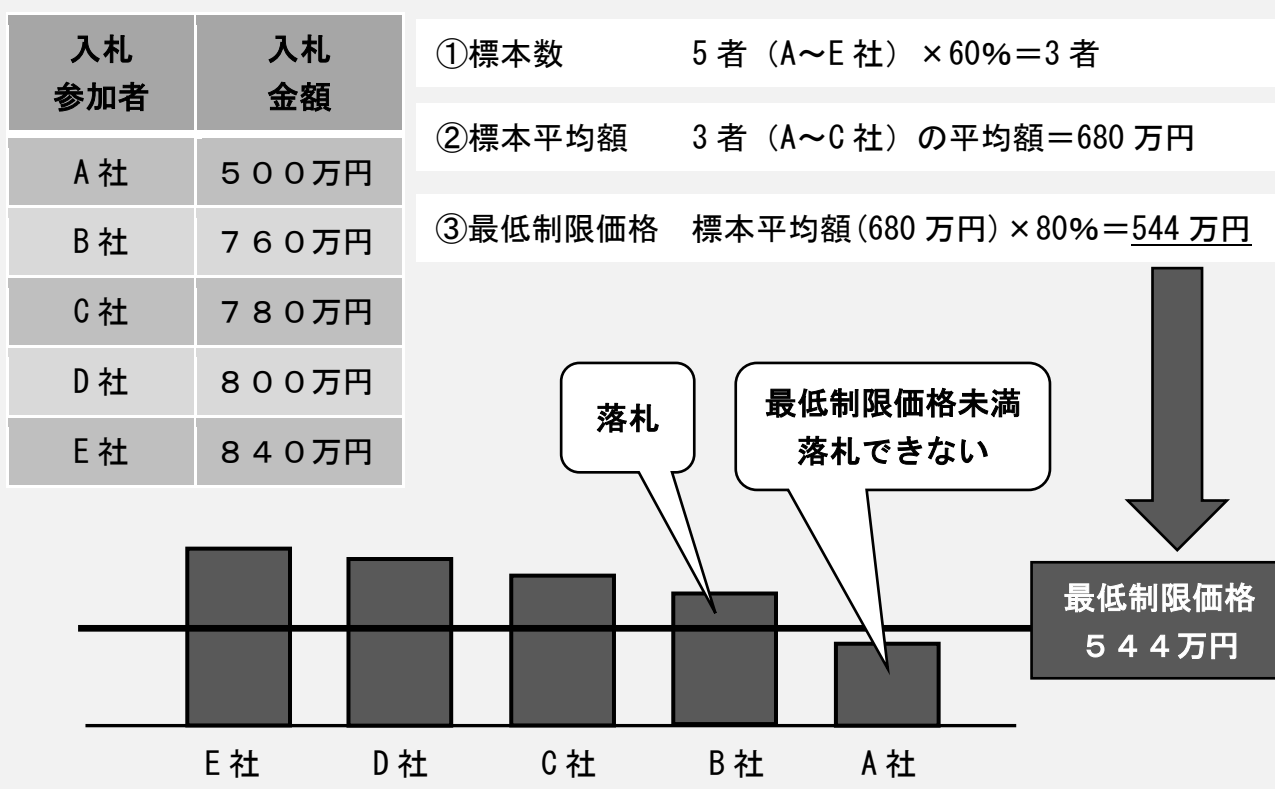
今般、現在までの入札実施状況を検証し、今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」

- ・ 案件ごとに開札後の入札額の標本平均額から最低制限価格を設定
- ・ 過度な低価格入札の抑止による競争性とダンピング防止の両立

【 入札参加者が 5 者の場合の例 】



※入札額が予定価格を超える者、予定価格の 1 割以下の者等は有効な入札参加者から除外

※有効な入札参加者が 2 者以下の場合は、予定価格に 60% を乗じた額が最低制限価格

3 検証方法

(1) 実施状況

令和6年9月30日現在、実施した263件（令和5年度151件、令和6年度112件）を対象として、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況等について検証した。

【別紙2－1参照】

(2) 従来の入札との比較

令和6年9月30日現在、実施した263件（年度内訳は同上）を対象として、適用対象としている業務種別について本制度導入前の令和4年度の入札と比較し、落札率、入札価格の率、不調率の状況を検証した。

【別紙2－2参照】

4 実施状況及び評価

(1) 実施状況

- ①従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃・公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約（単価契約を除く。）を適用対象としていた。検証対象期間の案件に従来の適用条件を採用していた場合は83件が最低制限価格の設定対象となるが、令和5年度から適用対象業務を拡大したことにより、適用案件が増え263件となった。
- ②最低制限価格設定率は全体の平均で予定価格の60.18%となった。業務種別ごとでは最も低いものは「データ入力作業」（54.90%）、最も高いものは「公衆トイレ清掃」（63.76%）となった。
- ③有効参加者数が3者以上の案件において、実際の入札価格に基づき算定した最低制限価格設定率の平均は60.36%となり、有効参加者数が2者以下の場合の60%と同程度である。令和5年度検証時には62.99%であったことと比較すると、設定率が下がっていることが確認できる。
- ④最低制限価格未満の入札が発生した件数は33件で、12.55%となった。最も発生率が高い業務種別は「情報処理業務」で25%、次いで高い業務種別は「医療関係検査・調査業務」で22.22%であった。なお、最低制限価格未満の入札は「造園」の1件、「データ入力作業」の2件では2者あったが、その他の案件ではいずれも1者のみであった。

(2) 従来の入札との比較

- ①平均落札率については、全体では79.03%（令和4年度比＋6.64ポイント）となった。令和5年度検証時には80.50%であったことと比較すると、若干低下している。
- ②業務種別ごとの平均落札率を制度導入前の令和4年度と比較すると「翻訳・通訳」（令和4年度比＋32.33ポイント）、「計画策定支援」（令和4年度比＋24.98ポイント）などにおいてとりわけ上昇している。

- ③落札者以外の者も含んだ全体の入札価格率では、業務種別ごとに上昇したものもあれば低下したものもあり様々であるが、全体では114.32%（令和4年度比+11.37ポイント）となった。
- ④不調率については、3.80%（令和5年度5件、令和6年度5件）となった。令和5年度には最低制限価格の設定に起因する不調は発生していなかったが、令和6年度は「医療関係検査・調査業務」において応札者が最低制限価格未満になったことによる不調が1件発生した。
- ⑤入札参加者数、応札者数については業務種別によって様々であるが、全体の平均をみると減少していない。

5 今後の運用

- ①本制度導入の趣旨は、1円入札に象徴されるような、市場価格と著しく乖離した低価格での落札を防止することにある。また、本制度においても、地方公共団体の行政原則である経済性や競争性をこれまで同様に適切に確保することを前提としており、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではない。
- ②入札結果に基づくデータ分析では令和5年度検証時に引き続き、落札率が制度導入前の令和4年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が見られる。また、1割強の案件で最低制限価格によって落札者とならない者が発生している。このことから、多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、従来の落札率を一定程度維持しつつダンピング防止の効果をあげるという当初の目的は達成されているものと考えられる。なお、本制度導入により入札参加者や応札者が減少する状況ともなっていない。
- ③一方、経年での変化をみると制度を導入した令和5年度検証時と比較して、平均落札率が低下しているなど状況の変化も見受けられる。事業者の入札には応札時の経済情勢など様々な要素が影響を及ぼしているものと推察され、制度の効果を的確に捉えるには、短期的な検証だけでは不十分と考えられる。
- ④以上のことから、現在の制度運用により競争性とダンピング防止の両立を図りながら、引き続き入札結果の動向を注視し、検証を継続することとする。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月 企画総務常任委員会にて報告、区ホームページで公表
令和7年 1月 令和7年度入札公告の開始

令和6年10月24日
財 務 部 経 理 課

公契約条例に関する各取組み状況の報告について

公契約条例に関する各取組みについては、前回の適正化委員会において、主な課題と今後の取組みの方向性を審議していただいております、また、これから実施する事業者・労働者向けアンケート調査の結果を受けて、より実態に即した検討をしていくことを想定している。

今回は、これに先立ち、これまでの委員会で示していただいたご意見をもとに、アンケート結果を待たずに実施すべき取組み（今年度を実施する取組み及び来年度の実施を検討している取組み）について報告する。

1 認知度の向上

(1) 区民の認知度の向上

① 今年度中の取組み

- ・適正な労働条件の確保により区民サービスを向上させることを表現した既存のチラシ（別紙）を広報板に掲示
- ・来年度の労働報酬下限額のポスターデザインについても、条例の目的を理解してもらえるようなものとするよう検討中

② 来年度の実施を検討している取組み

- ・①の既存のチラシのデザインを変更して、より効果的に区民に理解してもらえるようなものとする。
- ・令和8年度の労働報酬下限額のポスターデザインについては、事業者に委託することでより一層区民に訴求できるようなものにする。
- ・従来の取組みに加えて区民周知に効果的な新たな取組みの実行を検討する。

(2) 事業者・労働者の認知度向上

① 今年度中の取組み

- ・チェックシートの内容・運用について、電子化も含め、より効果的・効率的なものとするよう課題抽出等を開始している。

② 来年度の実施を検討している取組み

- ・チェックシートの内容・運用変更の実施
- ・労働報酬下限額周知カードについて、来年度使用分からカードの厚みを増し、着色することで労働者への周知の強化を図る。

(3) 職員周知

① 今年度中の取組み

- ・契約事務説明会において、公契約条例の理念と取組内容（チェックシートの確認や適正な賃金支払いを前提とした予定価格設定など）を周知
- ・新任管理職向けの研修において、公契約条例の理念と取組内容を周知
- ・職員向けの契約事務セルフチェックに公契約に関する設問を追加

② 来年度の実施を検討している取組み

- ・より効果的な職員周知の在り方を検討中

2 遵守状況の確認と理解度の向上

(1) 事業所労働条件調査

① 今年度中の取組み

- ・9月に今年度に労働報酬下限額対象の契約を締結した事業所213社を対象に調査の募集を実施したが、応募はなかった。

② 来年度の実施を検討している取組み

- ・調査の件数を年間12件程度から20件程度へ拡充する方向で調整中

(2) 社会保険労務士による研修会

① 今年度中の取組み

- ・令和7年2月にチェックシート提出対象の契約先事業者（下請負者含む）を対象に研修会を実施する方向で調整中

② 来年度の実施を検討している取組み

- ・今年度と取り上げるテーマを変えるなどして、毎年対象となる事業者も受講する意義を見出せるよう工夫して毎年研修会を実施する方向で調整中

3 その他

事業者・労働者向けアンケート調査については、資料4「事業者及び労働者を対象としたアンケート調査（案）について」のとおり

一部の資料については、「区の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（世田谷区情報公開条例第7条第5号）に該当すること等により非公開とする。